○厚生労働省令第百六十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四愛知の款名古屋東の項管轄区域の欄中「（瀬戸労働基準監督署の管轄区域を除く。）」を削り、同款瀬戸の項管轄区域の欄中「愛知郡のうち長久手町」を「長久手市」に改める。

別表第五愛知の款名古屋東の項管轄区域の欄中「日進市」の下に「、長久手市」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年一月四日から施行する。

○環境省令第三十六号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十四号）第三条及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十号を第二十五号とし、第八号から第十九号までを五号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の五号を加える。

八　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第十六条に基づく報告の受理に関すること。

九　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する確認に関すること。

十　施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十一　指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。次号において同じ。）の指定に関すること。

十二　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（指定廃棄物の保管及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）。

第五条中第二十二号を第二十四号とし、第十八号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八　放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関すること。

十九　放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（除染特別地域（同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。）に係る除染等の措置（同項に規定する除染等の措置等をいう。）に係るものに限る。）。

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

○環境省令第三十七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十五条第一項第四号の規定に基づき、除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣　細野　豪志

除染実施区域に係る除染等の措置等を実施する者を定める省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第三十五条第一項第四号の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

二　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

附　則

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第四百十六号

平成二十二年十二月二十日に東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文の交換は、平成二十三年十二月二十二日にソウルで行われた。よって、同協定は、その第十六条1の規定に従い、平成二十四年一月二十一日に効力を生ずる。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百十七号

平成二十二年十二月二十日に東京で原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

平成二十三年十二月二十八日

外務大臣　玄葉光一郎